

世界遺産条約が持つ二つの側面

—「制度」と「理念」が抱える課題について—

石 田 聖

はじめに

近年、グローバリゼーションの進展と共に観光産業や地域開発は地球規模で展開される時代となった。そのような中、人類の歴史上重要な文化や貴重な自然を、国際的な枠組みで保護する「世界遺産」が観光資源や地域再生の手段として注目を集めている。これらは、日本のメディアでも連日取り扱われ、世界遺産を冠した観光商品やプログラムは多くの人々を魅了している。こうした潮流に伴い「わが町に世界遺産を」とスローガンを掲げ、世界遺産登録を目指す自治体も少なくない。「世界遺産」というブランドは、ユネスコの指定の中でも、どの地域も欲しがらるものであり、それは経済効果だけではなく、国際的な文化的アイデンティティの理解という側面からも称賛に値する遺産^[1]という評価もある。

世界遺産の仕組みを担うのは国連の専門機関である国際連合教育科学文化機関（UNESCO）であり、世界遺産のおかげでその認知度も高まっている。しかしながら、個別の遺産は話題になっても、世界遺産の成立した歴史的・制度的意義、運用に関して、どのような問題を抱えているのか、そして、今どのような方向に動こうとしているのか。といった総論を含めた形での議論ははまだ十分ではない。そこで本稿では世界遺産というグローバルな文化政策が始まった経緯・背景を踏まえ、日本でも注目を集める本制度が目指す理想と、実際の遺産登録状況つまり制度運用の現実から見えてくる世界遺産の、「制度」と「理念」の二つの側面から、その課題を論じる。

1. 世界遺産の成立前史

ユネスコ（国連教育科学文化機関）は1972年の総会で「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）」を採択した。一般的に、この条約は「世界遺産条約」と呼ばれ、同条約の定める世界遺産委員会によって「顕著な普遍的価値（outstanding universal value）」を有すると認定された文化遺産、自然遺産、あるいは文化と自然の複合遺産は、いわゆる「世界遺産」としてユネスコの世界遺産リストに登録されている。世界遺産委員会は、世界遺産に関して話し合うための国際連合教育科学文化機関の委員会であり、世界遺産条約締結国のうち21カ国の委員国から構成されている。

2008年3月の時点で、185ヶ国が条約に加盟し、世界遺産リストには、878件の遺産が登録されており、その内訳は文化遺産679件、自然遺産174件、複合遺産25件である。一見して明らかな通り、文化遺産の登録数の方が圧倒的に多く、地域的にはヨーロッパの登録数が突出している。世界遺産は世界約137カ国に分布している。また世界遺産条約は、加盟国に「世界遺産基金」への分担金拠出も義

務付けており、この基金は登録世界遺産保護のための活動に使用されている^[2]。

世界遺産条約の目的は簡潔に言えば、人類全体にとって普遍的な価値を持つ自然遺産と文化遺産を国際的な枠組みによって保護するという点にある。ここでは、まず後述する世界遺産の理念を考えていく上で、その歴史的背景を俯瞰する。

文化遺産保護に関して国際的意識が高まりを見せ始めたのは、1960年代のエジプト・ヌビア地方のアブ・シンベル神殿の遺跡^[3]保護キャンペーンが、文化財を世界の共通の財産として保護しようとする発想の契機といわれている。1960年代にナイル川流域のヌビア遺跡周辺において、アスワン・ハイ・ダムの建設計画が浮上した。その折に経済開発と遺跡の保護というジレンマに陥ったエジプト政府の依頼を受け、ダム建設によって水没の危機に瀕したアブ・シンベル神殿他のヌビア遺跡群を救済するために、ユネスコが「ヌビア水没遺跡救済キャンペーン」(1960年)を呼びかけ、技術援助、経済援助、考古学的調査の国際協力を推進したことが契機となっている。水没予定地域では、考古学的な調査が実施され、アブ・シンベル神殿とフィラエ神殿は解体、移動され、ダム建設による水没計画から免れ、再構築されたのである。

この運動に呼応して、世界60カ国以上の国々が次々に参加し、文化財を保護、救済する本格的なプロジェクトが開始された。この国際キャンペーンには、当時、約8000万ドルの資金が費やされ、このうちの半分は約50カ国からの寄付で賄われたが、この運動は貴重な文化遺産救済のために、各国間で責任分担を行うことの重要性を示す事例となった。この運動の成功に続き、イタリアのヴェニス、パキスタンのモヘンジョダロ、インドネシアのボロブドゥールなどでも遺跡保護キャンペーンが展開された。ユネスコにとっても、これら初期の熱心な保護活動は、包括的な保護を各国に提案する好機となった。

これらの国際キャンペーンは、資金確保の限界が見え始めた1980年代以降には実質的な有効性を失っていたが、それでも文化遺産の保護を国際社会に訴えかけることに成功したという点でキャンペーンの意義は大きかったといえる。従来为国家単位の枠組みでしか行えなかった文化遺産の保護を国際社会に対して訴えかけることに成功したという点で、一定の効果を上げ、国際社会全体で対処するという方向性を示したからである。

1970年前後からユネスコは、非政府組織であり国際的な専門機関である ICOMOS (国際記念物遺跡会議) とともに、文化遺産保護のための国際条約の準備に本格的に取りかかることになる。

そして世界遺産条約成立のもう一つのアプローチは、米国の「国立公園制度 (National Park)」による有形文化財と自然環境を複合させた保護制度の影響である。それ以前は、長い間、自然と人間の営為とされる「文化」は対立的に捉えられてきた。しかし「文化」は、そこに生活してきた民族の自然環境の中で培われたものであり、「自然」は、民族の数世紀にわたる歴史の足跡を残すものである。60年代以降、米国を中心に自然と文化を、人類共通の資産として、国家を超え、国際的な協力体制のもとで、守っていくことの必要性が主張されるようになる^[4]。

米国の主張は1972年にイエローストーンの国立公園化100周年記念の前後にさらなる高まりを見せるようになり、1971年にニューヨークで開催された国連環境会議の準備会議において、実質的に現在の「世界遺産条約」に当たる国際的な枠組みを整備していったのである^[5]。こうして米国の主張してきた国際的な文化遺産保護の枠組みが、新たに自然環境の保護も組み込む形でユネスコと国際記念物遺跡会議 (イコモス)^[6]によって整備され、1972年に世界遺産条約の提案・採択に至ったのであ

る。

世界遺産の成立には、いくつかの特質がある。第一に、自然と文化を従来のように対立的にとらえるのではなく、人間というものを媒介としてみたときに、両者とも人類にとって不可欠な二大要素として理解しようとしている点である。第二に自然も文化も、いまや保全策を講じなければ喪失の危機に曝されるという認識が、その思想の根底にあり、それが遺産 (heritage) という言葉に強く込められている。

2. 世界遺産条約のメリット

(1) 条約への加盟

世界遺産条約の注目すべき点はその加盟国の多さである。2007年10月の時点で184カ国が条約を締結している。この数字はユネスコの文化遺産に関する他の条約と比較してもはるかに上回っている。たとえば世界遺産条約が成立する以前に採択された1954年の「武力紛争の際の文化財保護のための条約 (ハーグ条約)」は114カ国であり、1970年の「文化財の不法な輸出入及び所有権の移転の禁止及び防止に関する条約 (不法取引禁止条約)」への加盟国数が107カ国、であることを考えると、世界遺産条約が国際社会において、広域な文化財あるいは文化遺産保護のあり方に一石を投じる意味でも大きな意義を持っているといえるだろう。『文化遺産の保存と国際協力』の著者である河野靖氏は、世界遺産条約の特徴を以下の三点に要約している。

- (1) ユネスコによる文化遺産保護の集大成である。
- (2) 別々に保護されてきた文化と自然を一本の条約で包括したこと。
- (3) 「国際」(international) に代えて「世界」(world) を基盤概念としたこと。

河野が指摘するように、条約では文化と自然を等しく人類共通の遺産として評価・確認し、その保護のため国際的組織保護体制を提示した世界遺産条約の意義は大きかったといえる。では条約に加盟することで得られるメリットとは何であろうか。成功の要因はいくつか考えることができるが、条約が発効した当時は、主に世界遺産基金を利用して遺産の保護活動が行えるという実利的なものであった^[5]。

一方で、条約に加盟するメリットに比べて、デメリットは決して大きくないといわれている。ある国が国際条約に加盟する際には、国内法を条約に合わせて調整・変更する作業を必要とするのが一般的であるが、世界遺産条約の場合は、登録されるような遺産に関しては既に国内法によって法的な保護措置がなされている場合がほとんどであり、このため条約加盟に伴って、国内法に対して大きな調整作業を行う必要性がない。加えて途上国では、文化遺産や自然保護に対しての法的保護が十分整備されていないケースも多いが、このような場合でも、世界遺産条約を契機に国内の遺産に対する保護制度を整備することは望ましいことであり、条約加盟それ自体がデメリットとなることがほとんどないといわれている^[6]。

またこれらと関連して世界遺産条約は、いわゆる「平時」に適用される条約である。前述したハーグ条約や不法取引禁止条約に関して言えば、戦時や文化財の不法取引時といった特殊な条件下においてのみ適用される。このような場合、各国において、戦時などの緊急時における文化財保護の保障、

あるいは文化財の不法取引を制限するような国内法制度を設定しなければならない必然性が高くなる。こうした法制度の改変や、既存法との調整は、それに伴う困難や、また利害団体との折衝を招きやすく、結果的に条約加盟国の負担になりやすい。それと比して、「平時」という一般的状況を想定した世界遺産条約の加盟に必要な各国の時間的労力は、はるかに小さいのである。

このように世界遺産条約への加盟自体のデメリットは小さく、かつメリットの方が大きいと考えられるため、同条約は非常に多くの加盟国を獲得することに成功した。同時に、この加盟率の高さこそが「世界遺産」という概念を広く世界に広め、文化財や自然保護の重要性や必要性を国際的に高める土壌を形成したといえるだろう。

(2) 世界遺産登録のブランド化

ここまで条約加盟自体のメリットを強調してきたが、90年代以降になると、世界遺産リストへの登録行為そのものにメリットが見出されるようになってくる。それは世界遺産登録物件を擁することによって、抽象的には加盟国に国家的威信の増大や、伝統文化の保全・継承や地域アイデンティティを高めるといった啓蒙的效果であり、具体的なレベルでは観光客誘致の目玉として世界遺産が経済的効果をもたらすということである。

日本でも、ここ最近、世界遺産はマスコミや旅行業界の注目する観光地となっており、旅行者・観光客が訪問先を決定する判断要素の一つになっているといっても過言ではない。世界遺産地域を訪れる観光客が増えれば増えるほど世界遺産のブランドネームはさらに広がり、そのことによって加盟国が登録遺産を持つことのメリットはさらに大きくなる。このように世界遺産条約は遺産登録がもたらすメリットを巧みに利用し、「世界的に知名度が上がる」、「地元の活性化につながる」といったブランド作りも可能であることを示したのである。

筑波大学の日高一郎教授は、「世界遺産を保有することで、自然や文化に関する国の存在感は高まり、文化的アイデンティティの確立と観光による経済効果を期待できる場合も少なくない。(中略)加盟国は、年を追って増加し、総じて、世界遺産条約は大きな成功を収めたといえる」^[9]と述べており、文化と自然を等しく人類全体の遺産^[10]として評価・確認した国際的保護制度の意義を評価している。

3. 日本の条約加盟

ここで世界遺産条約と日本とのかかわりにも触れておきたい。日本が条約を批准したのは1992年(平成14年)であり、126番目の加盟国となった。その後、1993年法隆寺地域の仏教建造物群と姫路城、94年古都京都の文化財、95年白川郷と五箇山の合掌造り集落、96年原爆ドームと厳島神社、98年古都奈良の文化財、99年日光社寺、2000年には沖縄の「琉球王国のグスク及び関連遺産群」と、その後も次々に世界遺産の登録がなされた^[11]。

日本政府の条約批准は制定後、およそ20年を経てからのことである。当時、国の数が183カ国であったことを考えれば、対応はきわめて遅いと思われるかもしれない。しかしながら、この比較的遅い条約加盟の背景は、日本の文化財保護制度にあったと言われている。

日本は戦後一貫して、文化財保護法を基軸として、国内の文化財保護体制を確立させ、国際条約である世界遺産条約に加盟する必要性がそれほど感じられなかったといわれている。一方で、日本の批

准が遅れた理由として、世界遺産を受け入れる態勢が十分に整っていなかった点、つまり当時の文化財行政や文部省行政の遅れ、ひいては日本政府の文化財に対する消極的な姿勢が指摘されている。具体的には各省庁のしがらみで、世界遺産基金への分担金額が国内でなかなか定まらなかったためである¹²⁾。

そのため1992年以前には「世界遺産」という言葉自体が世間ではあまり知られていなかったが、条約加盟後に状況が変化し、年々登録物件が増えていくに伴い、その知名度は急速な高まりを見せるようになったのである。2008年現在で、日本が擁する世界遺産リスト登録物件は14件存在している。

その物件数は、既に多くの世界遺産を有している欧州各国（スペイン、フランス、イタリア、ドイツ）や、アジアでは中国などと比較すると少ない。しかしながら、日本は遅れて締約国となったものの、締約後16年という比較的短い期間と、日本の国土の大きさを考慮した場合、諸外国との比較で見ても世界遺産の件数が多い国に位置している。

1993年に文化遺産としては法隆寺¹³⁾と姫路城が、自然遺産としては白神山地と屋久島が世界遺産に登録されて以来、2007年に「石見銀山とその文化的景観」の文化遺産登録まで、平均して一年に一件というハイペースで遺産登録を成し遂げてきた日本政府の努力も大きい。それと同時にテレビ、新聞、雑誌等のマスメディアによる情報発信・啓発活動といった民間の活動も、「世界遺産」が国民に広く親しまれるようになった要因といえるだろう。

4. 「世界遺産」の二面性—理念と制度

(1) 世界遺産条約における「世界」の意味

世界遺産という枠組みの普及と並んで考えなければならないのは、「世界遺産」という概念が形成されるにいたった背景とその意義である。世界遺産条約は、その前文で「人類全体の遺産」として世界遺産を位置づけ、それを国際社会全体で保護していくことの必要性を強調しているが、こうした概念が成立したのは、文化財保護の歴史の中でも初めてのことであった。とりわけ注目に値するのが、近代以降、もっぱら国家にあるとみなされていた文化および自然遺産の所属および管理責任が「世界」という概念の登場によって国家という枠組みを超えた次元で考えられるようになったことである。

ここでの「世界」という表現は、加盟国はもとより、非加盟国まで含む世界全体を意味している。もちろん条約である以上は、世界遺産条約が「合意は第三者（この場合は非加盟国）を害せず、また益しない」という原則の下に置かれるのは当然であり、条約の効力は締約国に限られる。

しかしながら、世界遺産条約でいう「遺産」は、その範疇を超えた「世界」の共有財産であり、「世界」がそれを保護する義務と責任を負うという意識が「世界遺産」という概念を誕生させたといえる。「人類全体の遺産」、「共通の財産」ということに関して言えば、世界遺産概念が革新的だったのは「顕著な普遍的価値 (outstanding universal value)」という基準である。無論、世界遺産条約が登場する以前からも、条約の文面に表れない事実として、地球上では無数の文化遺産や自然環境が法制度上で公的に確認できるもののみならず、少数民族や地域コミュニティにおいても中で慣習的に保護されてきた。これらはそれぞれの国や地域社会、文化圏の中で「個別」に、その価値が保護され、地球共有資源 (global commons) として、共通性や普遍性が強く認識されることはなかった。

これに対して世界遺産条約の理念にあるのは「個別性 (individuality)」ではなく「普遍性 (universality)」という価値であり、この普遍性こそが人類全体にとっての遺産の概念である。加盟

国にとっては、この「普遍」的な価値を持った遺産を保有し、それが国際社会に承認されることで、この「普遍」がブランド化し、遺産の価値や有効性を高めることにつながり、多くの国々が条約に加盟し、その結果「顕著な普遍的価値」の象徴である世界遺産が、広く世界で享受されるようになったのである。簡潔に言ってしまうと「世界に遍く通用する価値」のことである^[14]。

しかし、世界遺産には普遍主義と理想主義に基づいた「理念」としての側面だけではなく、条約である以上は「国家」という単位を基本構造とする政治と密接に関連した「制度」という側面から成り立っている。

まず、世界遺産条約は国際条約である。条約である以上は、「国家」という単位がその基礎となる。世界遺産への申請は「国家」によって行われ、それ以外の組織ないし個人では申請できない。

世界遺産は、「人類全体の遺産」や、「世界共通の資源」であるという理念を含みながらも、その制度を運用する「国家」（より厳密に言えば文化遺産や自然環境保護を管轄する政府機関）を基本単位としている。世界遺産リストに登録する物件を審査する世界遺産委員会のメンバーも「国家」であり、しかも全世界ではなく、加盟国のうち特定の21カ国から構成されている。世界遺産委員会による世界遺産の選定に基づく国際的な遺産保護はその総意として実施されている。世界遺産条約は、条約としての必然性ゆえに、「世界」と「国家」あるいは超国家的規範と国家主権という相反的な観念を内包しているのである。

ある国の世界遺産が、人類「共通の資源」であるという認識は、現実の国際政治の文脈では、世界遺産の管理が国際社会の「共通の責任」であるという認識に転じる。その結果、国の登録遺産の管理・責任に対して国際社会が政治的に関与・介入する可能性が生まれるのである。

たとえば条約の第四条の前半部には、「締約国は、(中略)文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する。」とある。ここでは加盟国の「義務」を強調した形になっているが、同時に「権利」を保障していると解釈することができる。

一方で、第六条第一項では、「締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国の主権は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定める財産権は、これを害するものではない。」となっている。ここでは「加盟国の主権を十分に尊重する」となっており、それぞれの国内法によって定める財産権を毀損しないようにとした上で、世界遺産の保護に協力することは国際社会全体の義務である、としている。

第五条では「締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。」とあり、同条文項目(d)には、「文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用のために必要な立法上、学術上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。」として、加盟国が「可能な範囲で」の保護措置を講じる必要があること。

第七条では、「世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは、締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び認定するために努力することを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると了解される。」となっている。

第五条の「可能な範囲で」というのは、ある面では、国際社会の介入を許容する余地を残した配慮とも解釈でき、第七条の「支援」と「協力」(support)という言葉によって、同条約が加盟国の権限を侵さないための配慮がなされているが、これらは逆に言えば登録遺産をめぐる管理責任に対して、国家と国際社会との間に明確な線引きがなされていないことを意味する^[15]。

ここで強調しておきたいのは世界遺産条約を成立させ、かつ条約で定義されている「人類共通の遺産」という普遍主義・理想主義的な理念を支えているのは、現実には、それが国内外の政治によって制約を受ける加盟国、すなわち「国家」という枠組みを前提とした制度で運用されているという事実である。実際に世界遺産リストに掲載する遺産の選定を行うのは加盟国であり、それら個別の遺産を保護・管理しているのも各加盟国が保有する制度である。また世界遺産があることによって高められる資源としての価値やメリットを享受するのも加盟国である。国家以外の個人や団体が世界遺産の申請をすることができないという事実は、つまり世界遺産条約が国家間の同意という前提に基づいているからである。

つまり世界遺産条約が掲げる「人類全体の遺産」として、超国家的な次元で文化遺産や自然遺産をとらえるようになったというのはあくまで理念上のことである。そのように考えると世界遺産における「世界」の範囲というのは、辞書的な意味での「地球上のあらゆる人間社会および自然環境」ではなく、“国家”というフィルターを通して構成された一定の限界が定められた領域なのである。

現実の国際政治の世界では、世界遺産は国家という枠組みに支えられた制度であり、そうである以上は、この理念と制度の狭間で、常に緊張関係や矛盾を孕んでいるのである。この問題に関しては以下詳細に論じていきたい。

5. 世界遺産の現実と課題

(1) 世界遺産リストと遺産登録の不均衡

世界遺産条約のもとで、文化と自然を人類全体の遺産として、その価値を評価、国際社会で保護する取り組みは、肯定的に評価されることが多いが、世界遺産条約とそれが定める保護制度と現実との狭間には多くの課題も存在している。ここでは「理念」と「制度」という世界遺産の二面性に加えて、実際の保護の現状を見ていきたい。

まず世界遺産への典型的な批判が、遺産登録における「数の不均衡」の問題である。日高は、こうした問題の背景には、第一に条約の骨格そのものに内在している場合と、第二に、世界遺産登録に伴ってその物件に及ぼされる外的、社会的影響に関わる場合があると指摘している^[16]。前述したような理念と制度の両者の間の部分、日高が指摘するような第一の問題であるとするならば、第二の問題は、しばしば話題となる世界遺産と観光振興のジレンマ、個別事例における両者の均衡や理想的な状態の追及は、世界遺産を取り巻く外的・社会的影響を示しているといえよう。これらのうち世界遺産の理念と制度の問題を扱う本稿では、第一の問題を取り上げていきたい。

世界遺産条約が採択されてから既に30年以上が経過した。その中で遺産の保護管理面での成功を称える声もあれば、数多くの批判もなされてきている。それがこの節の冒頭にあげた、数の不均衡の問題である。より具体的には、世界遺産リストに登録された物件の多くは、西洋中心主義の考え方が色濃く反映されているという批判である^[17]。

世界遺産の内容については、西欧の宗教建築物や、その建築様式など特定の国や地域や種類に偏っ

ているという批判が、1970年以降なされてきたが、それは1990年代にかけて先鋭化してきている。このことは遺産地域の分布を一瞥すれば明らかである。



図1 世界遺産分布図

出典：『世界遺産データブック・2005年版』〔シンクタンクセとうち総合研究機構（2004），pp28-29〕

表1 地域ごとの世界遺産登録件数（2008年7月時点）

地域	自然遺産	文化遺産	複合遺産	全体	%	世界遺産保有国の数
アフリカ	33	40	3	76	9%	27
アラブ諸国	4	60	1	65	7%	16
アジア・太平洋	48	125	19	182	21%	27
欧州・北米	54	372	9	435	50%	49
南米・カリブ諸国	35	82	3	120	14%	25
合計	174	679	25	878	100%	145

※ユネスコホームページ（<http://whc.unesco.org>）を参考に筆者作成。なおユネスコの行っている地域区分は、「アフリカ」、「アラブ諸国」、「アジア・太平洋」、「北米、ヨーロッパ」、「ラテンアメリカとカリブ諸国」の5つのエリアである。本稿における図表でも、ユネスコの示している区分に従った。

遺産の登録数は2008年8月には、145カ国に878件（文化遺産679、自然遺産174、複合遺産25）が存在している。地域的には欧州地域の登録数が突出して多く欧州地域で世界遺産全体の約40%を占める。また遺産登録数が多い順ではイタリア（41件）、スペイン（40件）、中国（35件）、ドイツ（32件）、フランス（31件）などとなっている。このように多くの物件が登録されている国々がある一方で、世界遺産条約批准184カ国中、1件も登録物件を持たない国が40カ国以上もあり、登録における偏りが見られる。

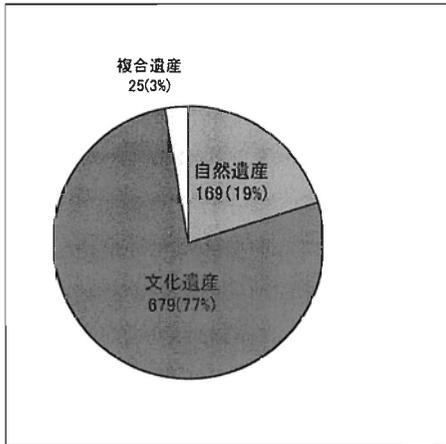


図2 文化遺産と自然遺産の登録数の割合

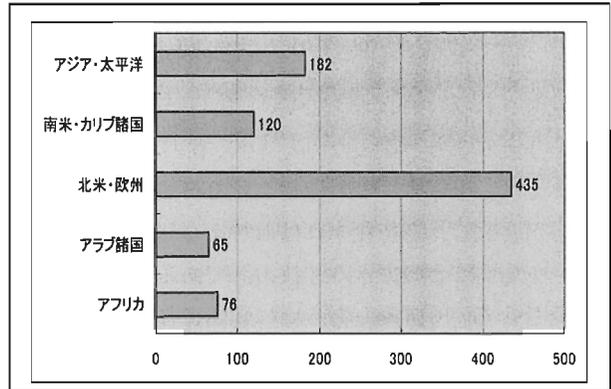


図3 2008年7月現在の地域別世界遺産登録数

※ユネスコホームページ (<http://whc.unesco.org>) を参照し、筆者作成

既に1990年代前半の時点で、いわゆる先進国や大国と呼ばれる国々の登録申請件数が圧倒的に多く、そのため世界遺産リストには必然的に西洋諸国の遺産が占める比率が高い。大国という点で言えば、アジア・太平洋地域に区分されている中国やインドは例外としても、こうした構造上の問題は1994年の世界遺産委員会でも認識されるようになった。もちろん先述したような先進国と開発途上国との差の他にも、国の財政的事情など、何らかの理由で世界遺産登録に積極的な国と、そうではない国との差があるといえよう。

（2）西洋中心主義への批判

世界遺産リストにおける登録の偏り、という構造上の問題に対しての大きな批判として、「西洋中心主義」という大きな批判がある。ここでいう西洋中心主義への批判とは、具体的に見ていくとどのような様相をいるか少し整理しておく必要がある。

それは、条約の骨格上、遺産が文化遺産と自然遺産に明確に区分されるため、条約はモニュメンタルな壮麗で美しい建築遺構等に代表される文化遺産と人的管理から最も遠いところにある自然遺産とに大別していることから、その中間にある様々な遺構が世界遺産リストに十分反映されていないことによって生じる不均衡である^[18]。

第一に、遺産を構成している素材 (material) という観点からいえば、世界遺産（文化遺産）登録物件の多くが西洋の石や煉瓦といった石造建築物で占められているという状況がある。従来の条約の

運用指針 (The Operational Guidelines) の中では、意匠 (design)、技術 (workmanship)、周辺環境 (setting) と並んで素材 (material) がいかにオリジナルであるか、つまり素材の真正性 (authenticity) を満たしていることが文化遺産登録の重要な基準であった^[19]。西洋の石造建築が長期保存に向いているというのは、相対的には確かであるが、素材の真正性を厳格な基準として世界遺産の登録審査を行うことは、伝統的に土や木材を中心とした建築文化を維持している地域からの世界遺産登録を困難にしてしまう。

同様の批判は、1980年代以降に、長い木造建築の歴史を保有する日本とノルウェーが中心となって展開されており、1994年に奈良で開催された「世界遺産条約に関連した真正性に関する奈良会議」における「奈良ドキュメント (Nara Documents)」の中で、「固定された基準によって (文化遺産の) 価値および真正性を判断することはできない。」という提唱がなされ、「文化遺産はそれぞれの文脈の中で検討されなければならない」(第11項) によって、世界遺産登録基準とそのプロセスにも大きな影響を与えることとなった。

たとえば、土や木による建築文化を持つ地域においては、材料としての木材は永久に不滅ではなく、建築物が腐敗し、老朽化すれば取替えや修繕を施す必要がある。そのときに必須なのは、従前と同等の意匠を施すことのできる「技術」である。この技術の保存と継承により、修繕を行いながら建築物を存続させていく営み、あるいは頻繁に作り直しを行う行為こそが文化的な営みなのであり、その行為自体に価値や真正性を見出そうという考え方が生じてきたのである^[20]。

こうした考え方は有形文化財保護の中に無形の文化的要素を認めるものであり、「世界遺産の中の無形の要素」という概念の拡大の方向を示すものである。世界文化遺産のオーセンティシティ概念の変化と遺産概念の拡大は、木造文化遺産の修理技術の長い歴史と伝統を有する日本が92年に世界遺産条約を批准したことによって顕在化してきたといってもよいだろう^[21]。

また第二の批判として、西洋中心主義への批判は、世界遺産の「文化遺産」と「自然遺産」という二つの区分にも向けられている。世界遺産条約では、それまで別個の概念でとらえられ、また保護や管理も異なる体制の下で実施されることの多かった文化遺産と自然遺産を同じ条件で取り扱うという画期的なものであったが、既に説明したように、現実に登録される物件は文化遺産が圧倒的多数を占めている。こうした状況こそ、文化的要素の偏重、とりわけ文化と自然を対立するものとみなし、前者が後者を克服していく過程に人智を見出すという西洋思想への偏りである、という批判につながっている。また実際の自然遺産の登録状況は、アフリカや中南米などの、文化遺産をあまり有していない国や地域から登録されることが多く、結果的に、世界遺産リストは、文化遺産を豊富に所有する西洋文化圏と、自然遺産を豊富に有するそれ以外の文化圏というイメージを形成するまでに至っている。

この根本的原因の一つは、文化遺産と自然遺産がお互いに切り離されたものとして定義されてきたことにあるとの指摘もなされている^[22]。アジア、太平洋地域においては、文化は自然と一体化したものとみなされる場合が多く、また世界全体を見ても自然を人為的・文化的行為を改変し続けてきた結果、稀有で卓越した環境が創出された事例は数多く存在している。しかし一方では、文化と自然を対立的なもののみならず西洋的な発想では、いわゆるモニュメントとしての建造物を含まないものは文化遺産ではなく、また人々の営為が加わったものは自然遺産ではないとみなされる傾向があり、このため、文化と自然との相互作用によって形成された環境や場所が世界遺産として登録されることはほとんどなかった^[23]。

(3) グローバル・ストラテジーによる対応

前述した批判に対して、近年の世界遺産委員会では「グローバル・ストラテジー」の下に、世界遺産リストの不均衡を解消して「代表性のあるもの (representative) ^[24]」に是正することを、条約実施上の政策目標として掲げてきたのである。

世界遺産リストにおける不均衡の是正、信頼性・代表性の確保のためのグローバル・ストラテジー (the Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List) は、1994年パリ本部において開催された専門家会合でまとめられた報告書に基づいて、1994年、タイのブーケット会議 (第19回委員会) において採択された。この戦略は ICOMOS が実施した Global Study の結果、①欧州地域における遺産、②都市関連遺産および信仰関連遺産、③キリスト教関連遺産、④先史時代及び20世紀を除く歴史遺産、⑤宮殿や城のような貴族・エリート社会を象徴する建築遺産、などの登録が過剰に進んでいるとの認識が示され、このような登録遺産の偏重は文化遺産の多面的かつ広範な視野を狭める傾向を招く一方、生きた文化 (living culture) や伝統 (living tradition)、民族的な風景、そして普遍的価値を有し、広く人間の諸活動に関わる事象などは、世界遺産に含まれないことが確認されている。

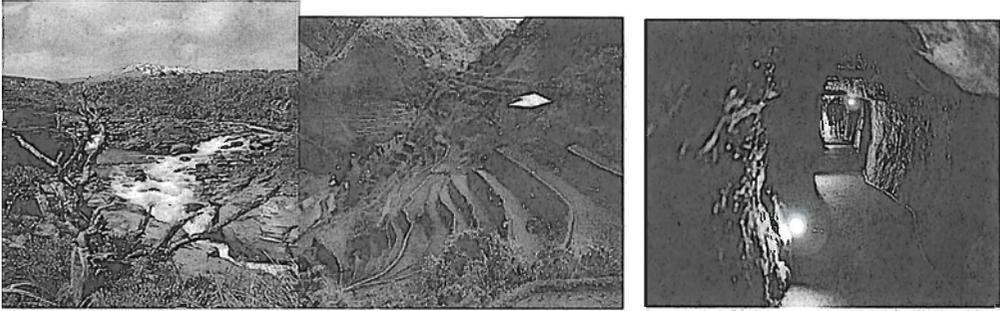
そこで、こうした地理上の、また物件別、テーマ別のアンバランスを是正して、世界遺産リストの代表性および信頼性を確保していくためには、世界遺産の定義を拡大解釈し、世界遺産を「もの」として類型化するアプローチから、広範囲にわたる文化的表現のダイナミックな「質」に焦点を当てたアプローチへと移行する必要があることが指摘され、人間の諸活動や居住の形態、生活様式や技術革新などを総合的に踏まえた人間と土地のあり方を示す事例や、人間の相互作用、文化の共存、精神的・創造的表現に関するケースも考慮にいれるべきであることが指摘された。以上のような指摘を踏まえ、1994年、比較研究が進んでいる分野として、産業遺産、20世紀以降の建築、文化的景観の3つの遺産の種別が示されたのである。

たとえば文化遺産と自然遺産の登録の偏りを是正するために自然遺産の登録推進が進められており、現在もこの方針は継続中である。さらに抜本的な改革として人間と自然環境の調和を顕著に示す「文化的景観 (cultural landscape)」が文化遺産の基準として1992年に世界遺産の新たなカテゴリーとして設けられた。これは世界遺産条約第一条で掲げられている「自然と人間の共同作品 (combined works of nature and human)」を象徴する新たな文化財概念である。作業指針第47条の定義にしたがえば「人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約の中で、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するもの」とされている^[25]。

この要件を満たす基準の文化遺産として、文化的景観を理由に登録された世界遺産の第一号は、トンガリロ国立公園 (ニュージーランド) である。この物件は1990年に自然遺産として登録されていたが、マオリの信仰の対象としての文化的側面が評価され、1993年に複合遺産となった。1992年には、フィリピンのコルディレラ棚田が文化的景観として世界遺産登録された。この棚田は約2000年の歳月をかけて地元住民が丘陵を稲作に使用してきた結果生まれたものとして評価された。日本の「石見銀山とその文化的景観」もこの文化的景観の範疇に属している。

現在でも依然として文化遺産の登録数の方が、自然遺産よりもはるかに多い。棚田などの農業景観に代表される風景は、従来のモニュメントや巨大建造物に偏った文化遺産の評価では正しい評価を受

【参考】世界遺産リストに登録された文化的景観の例



※左からトンガリロ国立公園（ニュージーランド、1993年登録）、フィリピン・コルディレラ棚田群（フィリピン、1995年登録）、石見銀山とその文化的景観（日本、2007年登録）
出典：ユネスコホームページ参照

けることは困難だが、近年、文化的景観としての棚田や里山保全の重要性が高まっている。

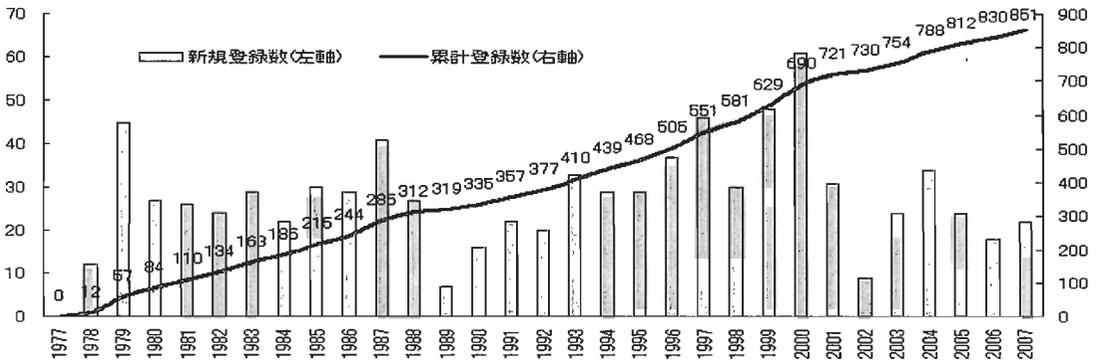
東京大学の西村幸夫教授は文化的景観概念登場の重要性について、「自然の中で人間が継続的にその自然環境に関与し、一定の特徴ある景観を保持できなくなっているという点、つまり人間の関与が止まると文化的景観の維持もできなくなってしまう・・・(中略)・・・歴史・文化遺産は、その背景にある社会経済システムによって支えられて成り立っている資産であることを示す典型である。」とし、続けて「それは単に各種の農業景観や漁業・林業などの各種生業がもたらす景観にまで拡大することが容易になるだけではなく、伝統産業や近代の産業景観、特徴的な都市景観や集落景観などに拡大することが可能である」と述べている^[26]。

西村が指摘するように、自然遺産と文化遺産の双方の価値を持つような「自然と人間の結合による遺産」として、文化的景観概念の基準・概念の登場は、地域の伝統産業や、人間の土地利用による生活、社会経済システムと密接に関連があるものであり、これまでの文化遺産保護制度の中では、背後にあった社会経済システムといった無形の要素^[27]への着目は、世界遺産概念や、その登録のあり方にも新たな地平を加えている。

世界遺産条約における登録遺産の地域アンバランスを是正するためのグローバル戦略の一環として文化的景観を紹介したが、現在もこの戦略は継続されており、未だ世界遺産を保有していない国やその件数が少ない国からの遺産登録申請の奨励の方針を掲げている^[28]。グローバル戦略以降、遺産登録地域の偏りは緩やかな解消の傾向にあるものの、いわゆる途上国においては十分な遺産保護の体制が整備されておらず、途上国での登録活動は思ったように進展していないのが現状であり、今後の課題でもある^[29]。

(4) 世界遺産の登録増加とブランド化

後の〔図4〕では、世界遺産登録数は増加傾向を見せている。制度が発足して30年以上になるものの、ここ10年間で、その件数は約2倍にも達している（図4を参照）。この登録増加を支えている一つの要因は「世界遺産のブランド化」だと考えられる。世界遺産というブランドを自国に持つことに



※筆者作成

図4 世界遺産登録数の推移

よって得られるメリットのために、多くの国々が世界遺産条約を締結し、また競って登録申請を行うようになり、その結果として、遺産の登録件数が飛躍的に増加してきた。日本でも世界遺産は観光企画としても目玉商品となり、テレビ番組においても世界遺産特集が組まれるなど、世界遺産はいまや商標登録されていると喩えても言い過ぎではない。

ただし、ここでは世界遺産が観光地として商業・経済的側面に注目が集まるようになっただけでなく、前述したグローバル戦略等に象徴される世界遺産のカテゴリーや登録基準の拡大等にも、その要因があることを忘れてはならない。

既に述べたように、かつての世界遺産は国家の威信を高めるためのモニュメントとしての文化遺産、文化と自然の厳格な区別といった、今よりも限定された基準を軸としてきたが、文化的景観、産業遺産、や巡礼の道などといった分野が遺産に含まれることによって、その範囲は大きく拡大してきたといっていよう。

他方、このように登録数が増加する一方で、将来的な世界遺産というブランドの質の低下が懸念されている。一般にブランドは高い質と希少性を有してこそ維持される⁽³⁰⁾ように、登録遺産が増え続けることによって、その個々の価値が希薄になる可能性もあるためである。世界遺産委員会でも現在の登録数が妥当な件数であるか、あるいは登録されている遺産が真に顕著な普遍的価値を象徴しているかという問題は常に議論となっている。加えて、近年の登録遺産の増加傾向に伴い、ユネスコの財政的コストも増え続けており、世界遺産委員会や、関係機関による遺産地域のモニタリングの財政的・技術的キャパシティも徐々に厳しい状況になっている。

そのため世界遺産のブランド性を維持することが、世界遺産の存在意義を示し続けるための最良の手段であると考えられている。これと平行して、世界遺産の概念・登録基準の変化は、世界遺産の内容を、ますます拡充させていく傾向にある。それはグローバル・ストラテジーの目標でもあるように、遺産内容の公平を目指しアンバランスを克服した世界遺産リストの実現であり、これまでの西洋中心主義的なモニュメンタルな遺産、あるいは特権階級やエリート達の遺産ばかりに限定されてきた登録基準を見直し、世界遺産の概念を、より柔軟に解し、文化的多様性を反映させようとするものである。理想的には登録の拡大が標榜されているものの、一方で制度的には登録遺産の制限も求められている。

現在の条約の運用指針（Operational Guideline）の中には「世界遺産リストに登録される遺産総数に形式的な制限を加えない」（第58項）としながらも、一方で、「年ごとに審査する登録申請案件の数を45件に制限する」という措置を2006年から試験的に採用することを明記している^[31]（第61項b）。

登録遺産の数を漸減させていくことは、既に2000年に世界遺産委員会で採択された「ケアズ決定（Cairns Decision）」でも提案された^[32]。この決定によれば、条約加盟国の一年に登録申請できる件数を限定するものであり、具体的には、①世界遺産を保有していない締約国は3件まで申請できる。②一年間に申請できる件数は最大30件まで、といった制限が設けられている。

ユネスコ事務局長である松浦晃一郎氏は、地球温暖化や内戦・地域紛争等の影響で世界遺産が危機的状況に直面していると指摘し、関係国に管理体制の強化を求めるうえで、（財政上の）モニタリングの制約などから個人的見解に基づくひとつの目安として、1000件という数字を挙げている^[33]。こうした遺産登録の制限は、世界遺産という制度のブランド性と権威を残す代わりに、遺産登録の拡大を大きく制限することを意味している^[34]。

世界遺産が国際政治や国家という枠組みに依拠しているという事実は、世界遺産の欠陥というよりは、その活動領域を示している^[35]。同時に、このことは世界遺産というシステムの「活動領域の限界」を表しているといってもいい。限界とはいっても、そこには消極的な意味だけではなく、国家という単位が機能する国際条約において、世界遺産を保全するための枠組みを利用できるという制度上のメリットは否定できない。

今後、世界遺産が文化財保護を牽引する積極性と、登録されない遺産との格差や、商業主義に侵食されるマイナス面といった功罪、世界遺産の背景となる歴史学的な研究成果の必要性が望まれるだろう。

おわりに。

以上に遺産登録件数の不均衡と西洋中心主義の関係、およびそれへの対応を俯瞰したが、これら进行分析することによって明らかになってくるのは、世界遺産の中にある「理念」と「制度」の関係である。

世界遺産の地域間の件数の不均衡や、文化遺産への偏りは、グローバル戦略によって見直しが図られているが、一方でこうした対応は理念上での進展という側面も忘れてはいけない。登録遺産の偏在は国際政治の文脈の中では、世界遺産条約という制度上の問題を切り離して考えることはできない。つまり世界遺産の理念と制度は相互に関連しているのである。ただしこれらは必ずしも円滑に作用しているわけではなく、先述したように、両者の間にはズレや緊張関係がつねに存在している。

遺産数の地域間での不均衡は、世界の各地で見られる経済的不均衡と密接に関連しているという指摘も多い。つまり経済上の先進国に文化遺産が集中し、発展途上国には少ないという状況がある。そもそも「人類共通の遺産」や「顕著で普遍的な価値」とは何かを考えること自体が非常に困難な問題を孕んでいる。ある国や地域で、一番の宝物であるとか、最古のものであると判断されても、他の国や地域、国際社会からしてみれば、それほど意味がないものであったりする。

旧タリバン政権によるバーミヤン遺跡破壊での、「異教徒の偶像など、ただの石にすぎない」という破壊者の論理はその最たるものである。また韓国と北朝鮮にまたがる「高句麗関連遺産群」や、2008年に登録されたばかりのタイ・カンボジアで国境線上に存在する「プレアビヒア寺院遺跡」も国

境印治いにあるがために、国々の歴史認識の相違やメンツ争いに翻弄されている。国境による近代国家の括り方が、世界遺産が存在する空間と一致しているとは限らないのである。無数の異質な普遍性が存在するがゆえに、多様なのであり、それが現実である。文化財や文化遺産というのは、ある地域あるいは国レベルで価値付けが行われる。近年の遺産研究（heritage studies）の世界では、「文化遺産は究極的には集団的アイデンティティによって説明されうる」という考え方に近づきつつあり³⁶⁾、多種多様な社会集団が認知する文化遺産と、歴史学あるいは考古学などの史跡や遺跡との違いを考えると、この主張はある程度は肯定せざるをえない。つまり文化遺産は客観的なものというより、主観的なものであり、そしてアイデンティティという集団存在の本質と結びついているがために、そこには、地域コミュニティ、地方自治体、国家、国際社会などの様々なレベルにおいて常に政治が介入してくるのである。

世界遺産条約は、地域的な遺産を国際的な遺産へと転換する、価値を付与するグローバル社会を象徴したような国際標準化の仕組みを提供している。さらには、過去には各国でバラバラだった相關する遺産の捉え方や手続きを世界遺産として国際的に統一の規格づけを行っている。各国は条約に加盟することで、その規範を受け入れることと引き換えに自国の遺産を国際的な価値を付与する手段を獲得することができるのである。

国家という枠組みと国際政治によって様々な制約を課せられている世界遺産条約であるが、だからといって世界遺産が即「政治的判断の産物」として、ひと括りにしてしまうのも、いささか短絡的である。

世界遺産委員会による文化遺産の「真正性」とは何か、また人類共通の普遍的な遺産とは何かを議論する場を形成した役割自体は評価すべき点である。このことは世界遺産に限った問題ではなく、文化遺産ないし自然環境が実社会の政治経済システムと切り離して考えることができないことを我々に教えているのではないか。

「世界遺産」は日本に限らず、国際社会においても言葉が独り歩きしているという印象を受ける。世界遺産の概念と意義、さらには条約や遺産を保護するために実施されてきた活動と、その歴史に対しての認識が高まっているとは言い難い。また世界遺産という世界的名声が、必ずしも最高の質を保証するものではない。今後重要になってくるのは、世界遺産を美辞麗句に終わらせず、遺産を維持してきた社会システムがこれからも健全に機能していくことであり、これを保全することが環境保全・遺産保護につながっていくという認識を育てていくことではないだろうか。

—参考文献・資料—

◆和書

岡島成行著『アメリカの環境保護運動』（岩波新書、1990）

伊東孝『日本の近代化遺産』（岩波新書、2000）

奈良大学文学部世界遺産を考える会編『世界遺産学を学ぶ人のために』（世界思想社、2000年 pp. 18-19, pp. 35-38）

田中琢『現代社会と文化遺産』（網野善彦、後藤宗俊、飯沼賢司編『ヒトと環境と文化遺産』山川出版社、2000年、pp. 4-20）

稲葉信子『ユネスコ世界遺産条約が目指すもの—運営の実際と限界』、『国際交流 第102号』、〈国際交流

基金. 2004)

桑子敏雄『風景の中の環境哲学』(東京大学出版. 2005年)

D・オールドリ、R・スシエ、L・ラヴィール著、水嶋英治訳『世界遺産』(白水社. 2005年)

佐藤信編『世界遺産と歴史学』(山川出版会. 2005年)

古田陽久、古田真美監修『世界遺産ガイド—産業遺産編 保存と活用』(シンクタンクせとうち総合研究機構. 2005年) pp. 6-7, 12-13

佐滝剛弘『旅する前の世界遺産』(文春新書. 2006年)

五十嵐敬喜、アレック・カー、西村幸夫『私たちの世界遺産』(公人の友社. 2007年)

黒田乃生『世界遺産 白川郷』(筑波大学出版会. 2007年)

西村幸夫『風景論ノート—景観法・町並み・再生』(鹿島出版会. 2008年)

松永澄夫『環境—文化と政策』(東信堂. 2008年) pp. 27-64

◆洋書・英語論文

Ashworth, G.E. and J.E. Turnbridge, *The Tourist-Historic City*, London: Belhaven Butler, Richard, *Tourism Environment, and Sustainable Development. Environmental Conservation*, No.18, 1990, p.201

Gregory John Ashworth, Peter J. Larkham, *Building a New Heritage: tourism, culture, and identity in the new Europe*, the Urban Geography Study Group of the Institute of British Geographers, held Jan. 1992

Ulrich Kockel, *Culture, Tourism And Development: The Case Of Ireland*, Liverpool University Press, 1994

Anne Drost, *Developing Sustainable Tourism for World Heritage Sites*, *Annals of Tourism Research*, Vol.23, No.2, 1996, pp.479-492

Myra Shackly, *Visitor Management, Case Studies from World Heritage Sites*, Butterworth-Heinemann. 2000

Hitchcock, M.(2005) . In Harrison, D. and Hitchcock, M. (eds), *The Politics of World Heritage: Negotiating Tourism and Conservation*. Clevedon: Channel View Publications.

ICOMOS(2004) *Executive Summary of The World Heritage List; Filling the Gaps- An Action Plan for the Future*, February. 2004, Paris;

http://international.icomos.org/world_heritage/whlgaps.htm

Aidan Stennett, *The Role of UNESCO in the Provision World Heritage Status*, Northern Island Assembly, Research and Library Services, Oct. 2007

Wang Degang, Sun Wanzhen, *Systematic Contradiction Between Conservation and Tourism Development: Cleaning the Temple and Cemetery of Confucius and the Kong Family Mansion in Qufu*, *Chinese Journal of Population, Resources and Environment* 2007 Vol.5 No.1

The World Heritage Centre, *The World Heritage Newsletter* No.46, Sep. 2007

David Harrison, Michel Hitchcock, "The Politics of World Heritage- Negotiating Tourism and Conservation" , GHANNEL VIEW PUBLICATIONS. 2008

Richard Longstreth, *Cultural Landscape- Balancing Nature and Heritage in Preservation Practice*, University of Minesota Press. 2008 p.147, p.154

◆雑誌

稲葉信子「文化遺産の新しい枠組みと奈良会議の意義」『月刊文化財377』（1995年、pp. 21-27）

七海由美子「世界遺産の代表性」（外務省調査月報、2006年1月）

月刊「地域開発 Vol. 511 2007年4月号」（財団法人 日本地域開発センター）

日経グローバル No. 61「世界遺産へ動く自治体」（日本経済新聞社 産業地域研究所 地域研究グループ、2006年10月）

[1] *Ashworth and Turnbridge(1990) ,p.201*

[2] ユネスコは、年に一回の会合を開き、世界遺産の登録申請物件の審議、危機遺産リスト登録物件の加除世界遺産基金の運用、その他、世界遺産条約履行に関する諸事項についての話し合いが行われる。

[3] 遺跡の名称は「アブ・シンベルからフィラエまでのヌビア遺跡群」。1979年に世界遺産に登録。アスワン・ハイ・ダムの完成と共に水没消滅することから、移築された。アブ・シンベル神殿は1964年から1968年の間に、約60m上方の丘に移築。フィラエ神殿は1972年から1980年の間に、フィラエ島からアギルキア島に移築。カラブシャ神殿は、アスワンの南約50kmのナイル川西岸に建てられていたが、1970年に現在のアスワン・ハイ・ダムの近くの位置に移築された。

[4] 実際に1965年にはホワイトハウスで開かれた国際会議において、米国は「世界遺産トラスト (the World Heritage Trust)」の創設を訴えた。現在使われている意味での「世界遺産」という言葉が国際舞台で公式に使用された最初の事例である。ここでは、同時に「世界遺産基金」の創設が提案されている。この目的は「人類すべての現在および未来のために、歴史的環境同様、世界で最も美しい場所と景観」を保護するために国際的な協力体制を活性化させるというものであった。

[5] 岡島成行著『アメリカの環境保護運動』（岩波新書、1990）を参照。

[6] 国際記念物遺跡会議（International Council on Monument and Sites、略称 ICOMOS、イコモス）は、世界の歴史的な記念物（あるいは歴史的建造物）および遺跡の保存に関わる専門家の国際的な非政府組織であり、ユネスコの記念物および遺跡の保護に関する諮問機関である。同組織は、1965年に設立され、専門的な対話フォーラムおよびコレクションの輸送、評価、また保存理念、保存技術、方針などに関する情報発信を行っている。また ICOMOS は世界遺産条約に基づき世界遺産リストに収録される物件の指定を世界遺産委員会およびユネスコに対し答申する。

[7] 佐藤編（2005）p. 7

[8] 佐藤編（2005）pp. 7-10

[9] 地域開発センター（2007）、第2章

[10] 「人類の遺産 (human heritage)」という観念と表現はバイルートで開催された第3回ユネスコ総会（1948年）で既に登場している。(Records of the General Conference of the United Nations educational, scientific and cultural organization 3rd session, Beirut.1948)

[11] 奈良大学世界遺産を考える会編『世界遺産学を学ぶ人のために』2000年、世界思想社

[12] 伊東（2000）p. 30

[13] 正確には「法隆寺およびその周辺の仏教建造物群」が正式な登録名称であり、周辺の文化遺産・文化財を含んでおり、構成資産を「点」として保護するのではなく、「面」として捉えている。(D・オルドリ他、2005)

[14] 顕著な普遍的価値を有する物件についての正当性については、その物件が真正（真実）であるかどうかは重要な問題となる。これはオーセンシティ（真正性、または真実性 Authenticity）と呼ばれ、ここでは本物（真実）であることを意味し、世界遺産登録にあつては、文化遺産の評価基準として重

視されている。形状・意匠・材料・材質・機能・伝統・技能・管理体制・位置・セッティング・言語その他の無形遺産、精神・感性、その他の内部的・外部的要素が偽物ではなく、元の状態を保っているかどうかの評価される。なお「復元」に関しては、推測を全く含まず、完璧、詳細な文書に基づいている場合にのみ例外的に認められている。

- [15] 佐藤編 (2005) pp. 10-11
- [16] 日本地域開発センター編 (2007) pp. 2-3
- [17] *Harrison (2008) p. 8*
- [18] 佐藤編 (2005) p. 31
- [19] とくに登録基準において、欧州の石造建造物の国々の視点は強く、当時、日本やアジアの木造建築物に対する理解が今より浅かったという点は大きい。1958年にICOMOSの「ヴェニス憲章」では、「遺跡は崩れ行く廃墟として保存すべきであり、推測を交えた復元と再建は遺跡の真実性 (authenticity) を歪めることになるため、厳しく戒めるべきである」とされ、老朽化などの原因によって補修や再建を繰り返す必要のある木造建築物への配慮が十分ではなかった。これには「保存とは歴史をありのままに伝えていくこと」とヴェニス憲章の理念が、その後も根強く残っていたためと考えられる。
- [20] ICOMOSは、この問題を長期間、その国際特別学術委員会において討議し、遂に、1999年メキシコにおいて開催された総会で「歴史的木造建造物保存のための原則」を採択した。
- [21] 奈良ドキュメントの中で、日本は、「文化遺産の保存はその地域の地理、気候、材料等、風土的条件と文化的伝統に従って行われるべきであり、これによってこそオーセンシティは保てる」と最初に主張されている。
- [22] 佐藤編 (2005) p. 14
- [23] 世界遺産では当初から「文化と自然の複合遺産」というカテゴリーが設けられているが、これはあくまで文化遺産としての基準と自然遺産としての基準の両方を満たす場合に適用されるものであり、文化と自然が渾然一体となった事例に対して適用されるものではなかった。
- [24] この「代表性」の問題は戦略目標の中核に位置づけられているものの、様々な議論がある。ユネスコによれば、「代表性ある世界遺産リスト」とは、様々な地域や、様々なカテゴリーの文化遺産や自然遺産を均衡に代表したものであるとの説明がされている。しかし、実際に導入された具体的な措置を見てみると、地域単位の取組みやカテゴリー別の研究は行われてきているが、最近はむしろ、締約国ごとの遺産から見た代表過多と過少の問題への対処が強調されるようになっており、代表性の問題を厳格に適應することは難しい。
- [25] 1984年にブエノス・アイレスで開催された第8回世界遺産委員会にて、フランス代表団のシャバソン (Lucien Chabason) によって、自然遺産の評価基準に含まれていた「自然と文化の要素が複合」した遺産として、東南アジア地域の棚田や、地中海の耕作地の景観のような人が作り上げた景観、伝統的集落や住民が現在も生活している遺産 (living heritage) を取り上げ、その保存管理のあり方を指摘した。そのため文化的景観の議論そのものは、80年代の比較的早い時期に始まっている。
- [26] 西村 (2008) p. 124
- [27] *Richard (2008) p. 147*
- [28] また、既に世界遺産を保有している国に対しては登録申請の自制を促すべきであるという世界遺産委員会からの意見も出ているが、正式決定には至っていない。
- [29] 世界遺産条約の運用指針 (Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention) が追求する「代表的で、バランスがとれており、かつ信頼性のある世界遺産リスト」

(第54項)の実現には、いまだ数年以上かかると推測されている。

[30] 石井淳蔵『ブランド—その価値と創造—』(岩波新書, 1999)

[31] 「45」という数は現状の申請件数よりも少し多いが、この数は今後次第に少なめに設定されていくことが推測されている。この決定は2004年に中国・蘇州で開催された第28回ユネスコ総会において採択された(通称「蘇州宣言」) *Suzhou Declaration on International Co-operation for the Safeguarding and Development of Historic Cities, Suzhou, April 9, 1998*

[32] <http://unesdoc.unesco.org>

[33] 佐滝剛弘『旅する前の世界遺産』(文春新書, 2006年)

[34] 佐藤編 (2005) p. 19

[35] 佐藤編 (2005) p. 20

[36] *Human Development Report 2004, United Nations Development Programme(UNDP).2004, Chapter1, 3*

The two-sided question of the World Heritage Convention — focusing on problems of the system and idea —

ISHIDA Satoshi

Today, World Heritage Sites are recognized as a symbol of conservation of cultural properties and natural environment in many countries, or World Heritage Sites come under the spotlight as great tourism attraction. UNESCO as specialized agency of United Nations is also well known through promotion of World Heritage System. Little attention to general theory of World Heritage system that include the history, the management and the problems, although individual case becomes hot topic for discussion. This paper discusses the gap of idea and actual status on World Heritage Convention, in particular, I considered the unbalance of heritage nominations and the bias of contents that bring the contradiction of nominations. And I followed up a change of UNESCO's policy after Global Strategy and its problem in present situation.